

労働契約法の「無期転換ルール」への ご対応はお済ですか？

宮崎労働局 雇用環境・均等室

以下のようなお悩みや疑問点について、専門の「有期特措法高齢者認定調査員」(以下「調査員」)がアドバイスや資料の提供を無料で行い、解決のお手伝いをさせていただきます。

- ☆「無期転換ルール」の有期労働契約が反復更新されて5年を超える場合の「5年」のカウントの仕方がわからない？
- ☆「無期転換ルール」により有期契約労働者から正社員になれると聞きましたが、本当でしょうか？
- ☆有期労働契約を締結時に「更新回数の上限」を定めるのはいいのかわからない？
- ☆無期転換後の労働条件や就業規則の規定の仕方はどうすればいいのかわからない。注意すべきことはあるの？
- ☆定年後引き続き雇用されている社員など「無期転換ルール」に関する特例が認められる場合があると聞いたけど具体的にはどうすればいいのかわからない？(有期雇用特別措置法)



個別訪問のほか、社内研修会の講師など会社や団体の自主的な取組をお手伝いします。

※ご利用を希望される方は、下記「利用申込書」にご記入の上、FAX または郵送でお送りください。お問い合わせは、宮崎労働局雇用環境均等室(〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号、電話 0985-38-8821)までお願いいたします。

有期特措法高齢者認定調査員利用申込書

宮崎労働局雇用環境・均等室 行き (FAX 0985-38-5028)

会社(団体)名 _____ 業種 _____

所在地 _____ 電話番号 _____

ご担当者役職・氏名 _____

ご利用希望事項に○をご記入ください

- 1 事業場個別訪問 (希望日 平成 年 月 日頃)
- 2 社内研修会等の講師
- 3 資料(パンフレット・好事例等)の提供
- 4 その他(_____)

助言・相談、講師派遣を求められる内容(簡単にご記入ください。)